

**改正**

平成24年6月29日告示第113号

平成25年3月29日告示第66号

平成26年9月24日告示第125号

平成27年3月31日告示第41号

平成28年3月31日告示第44号

荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満20歳に満たない者（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

**第2条** 給付対象者は、別表第1の「対象者」欄に掲げる児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

(用具の品目、性能等)

**第3条** 給付の対象となる用具の品目、性能等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(給付の申請)

**第4条** 用具の給付を希望する給付対象者の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

**第5条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該給付対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、調査書（様式第2号）を作成して給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により、その申請を却下することを決定したときは小児慢性特定疾病児童日常生活用具却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、給付を決定した場合には、小児

慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

**第6条** 市長は、用具の給付を行うときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具を確保することができるような経営規模、地理的条件、アフターサービスの内容等を十分勘案の上、決定するものとする。

（費用の負担及び支払）

**第7条** 申請者は、別表第2に定めるところにより、用具の受給に要する費用の一部又は全部（以下「自己負担額」という。）を負担するものとする。

2 申請者は、用具を納入した業者に対し、給付券を添えて、自己負担額を支払うものとする。

3 市長は、用具を納入した業者からの請求により、用具の購入に要する費用から自己負担額を控除した額を当該業者に支払うものとする。

4 業者は、前項の規定により費用の支払を請求するときは、給付券を添えて行うものとする。

（給付の制限）

**第8条** 用具の給付は、予算の範囲内で行うものとし、当該用具に係る費用は、別表第1に掲げる基準額をそれぞれ上限とする。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

#### 附 則（平成24年6月29日告示第113号）

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月29日告示第66号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年9月24日告示第125号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年3月31日告示第41号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年3月31日告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成27年12月22日から適用する。

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

日常生活用具の品目、性能等

品目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥（じょく）瘡（そう）を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,170円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	温水温風を出すことができるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>(1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移譲動作の補助、</p>	8年	64,800円

		段差解消等の用具となるもの		
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,200円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	6年	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻りに転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起すことがある者	紫外線をカットできるもの	—	年額 40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	38,800円

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	170,100円
ストマ用装具（消化器系）	ストマを造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	年額 111,460円
ストマ用装具（尿路系）	ストマを造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	年額 146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	年額 126,360円

※ 耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることはできないものとする。

**別表第2（第7条関係）**

階層区分及び自己負担額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	自己負担額	加算基準額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除いた当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円	110円
C	C1 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	2,250円	230円
	C2 所得割の額のある世帯	2,900円	290円

	であって、その市 町村民税の額の 区分が右記に該 当する世帯			
D	A階層及びB階 層を除いた前年 分の所得税課税 世帯であって、そ の所得税の額の 区分が右記に該 当する世帯	所得税の年額		
	D 1	2,400円以下の世帯	3,450円	350円
	D 2	2,401～4,800円の世帯	3,800円	380円
	D 3	4,801～8,400円の世帯	4,250円	430円
	D 4	8,401～12,000円の世帯	4,700円	470円
	D 5	12,001～16,200円の世帯	5,500円	550円
	D 6	16,201～21,000円の世帯	6,250円	630円
	D 7	21,001～46,200円の世帯	8,100円	810円
	D 8	46,201～60,000円の世帯	9,350円	940円
	D 9	60,001～78,000円の世帯	11,550円	1,160円
	D10	78,001～100,500円の世帯	13,750円	1,380円
	D11	100,501～190,000円の世帯	17,850円	1,790円
	D12	190,001～299,500円の世帯	22,000円	2,200円
	D13	299,501～831,900円の世帯	26,150円	2,620円
	D14	831,901～1,467,000円の世帯	40,350円	4,040円
	D15	1,467,001～1,632,000円の世帯	42,500円	4,250円
	D16	1,632,001～2,302,900円の世帯	51,450円	5,150円
	D17	2,302,901～3,117,000円の世帯	61,250円	6,130円
	D18	3,117,001～4,173,000円の世帯	71,900円	7,190円
D19	4,173,001円以上の世帯	左の徴収金額の 全額	左の徴収金額の 10% (ただし、その	

				額が8,560円に満たない場合は、8,560円)
--	--	--	--	--------------------------

## 備考

### 1 自己負担額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の自己負担額の最も多額な児童については自己負担額の欄により、それ以外の児童については加算基準額の欄により、それぞれ自己負担額を算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、自己負担額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人に対し、扶養義務者に準じて自己負担額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無等により行うものとする。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。

病気治療のため一時的に入院している、職場の都合で下宿し、時々帰宅することを例としている等の理由で、一時的に児童と同一家屋で生活していない場合も、児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者を除く。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者以外は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された前年分の所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項から第3項まで並びに租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）並びに地方税法により賦課される当該年度の市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）並びに生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。この場合において、生活保護にあつては現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付にあつては支援給付を受けている事実、所得税にあつては前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税にあつては当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

### （3）適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 3 自己負担額の欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用総額を超えないものとする。



#### 4 自己負担額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

#### 5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。